

# 養父市農業委員会

## 第1回会議録

令和元年11月1日

養父市農業委員会

## 養父市農業委員会第1回会議録

1. 開催日時 令和元年11月1日(金曜日) 午後2時00分開会
2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室
3. 臨時議長の選出
4. 総会議席の指定
5. 議事録署名委員の指名
6. 議 事  
議案第1号 養父市農業委員会会長の選出について  
議案第2号 養父市農業委員会会長職務代理者の選出について  
議案第3号 養父市農地利用最適化推進委員の委嘱について  
議案第4号 養父市農業委員会運営委員会委員の選出について
7. 出席農業委員(13名)  
1番 秋山博            2番 山根達夫            3番 藤原義幸            4番 寺尾稔  
5番 大谷忠雄            6番 奥藤雅行            7番 前川章            8番 谷垣重俊  
9番 西谷眞一            10番 北本健一郎            11番 坂本秀夫            12番 西谷英樹  
13番 圓山満
8. 欠席農業委員(なし)
9. 事務局出席職員  
局長 圓山 修一            主幹 森本 重良            主幹 稲津 義彦            主査 福垣 周作

事務局 : それでは、第1回の農業委員会総会を開催したいと思います。座って進めさせていただきます。初めに、「会議の成立についての報告」をさせていただきます。本日は13名全員の出席なので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、委員の過半数の出席となりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、次第3番「臨時議長の選任」に入らせていただきます。本日の農業委員会の総会は、改選後の1回目の総会です。議長となる会長が選出されていませんので、会長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定を準用し、年長の委員が臨時に議長を務めることにいたしたいと思います。よろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

事務局 : はい。ありがとうございます。それでは、本日の出席委員中、北本健一郎委員が最年長者でありますので、議長が決まるまでの間、お願いしたいと思います。北本委員、よろしく願いいたします。

臨時議長 : 失礼いたします。ただいま紹介いただきました、私が北本でございます。慣例によりまして、最年長者が臨時議長を務めるということですので、なにとぞよろしくお願い申し上げます。不慣れではございますが、本会が円滑に進行しますよう、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。あとは座って進めさせていただきます。総会議席の席の指定をこれからさせていただきます。まず、議事に入る前に、次第の4番「総会時の議席の指定」を行いますので、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 : 現在、委員の皆様には便宜上行政区順に座っておられますが、養父市農業委員会会議規則第8条に「議席は、あらかじめ抽選で定める」と規定しております。このため、議席を抽選で決定していく必要があります。方法としましては、今の座席のままで、時計回りの順番にくじを引いていただいて、議席を決定する方法です。なお、決定した議席順に2名ずつ、総会議事録署名人の委員として指名させていただきますので、このことにつきましても併せて協議していただきたいと思っております。以上です。

臨時議長 : ありがとうございます。ただいま、事務局の説明が終わりました。議席の抽選方法は、ただいま説明のあった方法でよろしいでしょうか。また、議席番号による議事録署名委員の指名もさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

臨時議長： ありがとうございます。それでは、くじの準備をお願いいたします。抽選及び決定した議席への移動中は、暫時休憩といたします。

( 休 憩 中 )

臨時議長： 再開いたします。事務局より、確定議席の発表をお願いいたします。

事務局： はい。結果を申し上げます。1番、秋山博様。2番、山根達夫様。3番、藤原義幸様。4番、寺尾稔様。5番、大谷忠雄様。6番、奥藤雅行様。7番、前川章様。8番、谷垣重俊様。9番、西谷眞一様。10番、北本健一郎様。11番、坂本秀夫様。12番、西谷英樹様。13番、圓山満様。以上です。  
以上のように、議席番号と議事録署名順が決定いたしました。

臨時議長： それでは、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。1番の秋山博委員、それから2番の山根達夫委員、よろしくようお願い申し上げます。  
それでは、議事に入らせていただきます。第6番ということで議事に入りますが、議案第1号「養父市農業委員会会長の選出について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 会長等の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項により、委員の互選で行うことになっています。養父市農業委員会運営規則第5条の1項では、無記名投票によると規定されています。第1項の規定にかかわらず、第2項では、出席委員の過半数の同意を得て、他の方法を採用することができることになっています。他の方法についてですが、例えば、立候補や推薦、前回行われました、選考委員による選出などがあります。以上です。

臨時議長： ただいま、事務局より説明がありました。先ほど、事務局が報告しましたように、選出方法について、いかがいたしましょうか。ご意見等、頂戴したいと思います。いかがですか。

( 立 候 補 )

臨時議長： はい、分かりました。ただいま、立候補からスタートしたいというご意見も頂戴しております。皆さん、それでよろしいでしょうか。賛同いただけるのであれば、挙手をお願い申し上げます。

( 挙 手 全 員 )

臨時議長： はい、全員挙手ということで、立候補とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。それでは、この委員さんの中で会長ということで、立候補される委員さんはおられますでしょうか。

( 立候補 2名あり )

臨時議長： はい、ありがとうございます。大谷委員さん、谷垣委員さんということで、お二人が立候補をされております。立候補になりますと、あとは投票、選挙になりますので、その準備をお願いしたいと思います。

( 投 票 )

臨時議長： ただいま、2名の方が立候補されまして、投票していただきました。開票をするのに、それぞれ開票者をこちらから指名させていただきます。一応、2名、選出させていただきたいと思います。お名前を読み上げますので、開票をよろしくお願ひ申し上げます。八鹿地区から秋山博様、それから関宮地区で山根達夫様、よろしくお願ひ申し上げます。

( 開 票 )

臨時議長： 開票できましたでしょうか。それでは、発表をお願いできませんか。

開票者： それでは、報告させていただきます。谷垣様、8票。大谷様、4票。谷垣さんが会長ということで、よろしくお願ひいたします。

臨時議長： ご苦労さまでございました。ありがとうございました。それでは、会長になられました谷垣重俊様、就任のご挨拶をお願い申し上げます。

谷垣会長： 失礼いたします。ただいま、身に余る票をいただきまして、会長に当選いたしました、谷垣です。どうぞよろしくお願ひいたします。先ほど市長からも話がございましたように、市当局、農業委員会、関係機関と一緒に、養父市の農業の諸課題について、皆さんとご一緒に取り組んでまいりたいと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

臨時議長： 谷垣会長が、今期、スタートするわけでございます。会長も決定いたしましたので、大変拙い議長でございましたが、この職を解かせていただきます。大

変、ご協力をありがとうございました。それでは、席を交替いたします。ありがとうございました。暫時休憩に入らせていただきます。

( 休 憩 中 )

事務局 : 失礼します。今後の議長につきましてですが、養父市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が総会の議長を務めるとされておりますので、ここからは谷垣会長に議長をお願いします。谷垣会長、よろしくお願いします。

議 長 : それでは、議案第2号「養父市農業委員会会長職務代理者の選出について」を議題といたしております。先ほどの総会のレジュメを開いていただいた下段に、議案第2号がございます。会長職務代理者の選出につきましては、会長の選出と同様に、養父市農業委員会運営規則第5条第1項では無記名投票による規定されていますが、第2項で、出席委員の過半数の同意を得て、他の方法によることができるとなっております。選出方法について、いかがいたしましょうか。

大谷委員 : 5番、大谷です。

議 長 : はい。5番、大谷委員。

大谷委員 : もし立候補者がいるのでしたら立候補にしまして、なければ選考委員会を開いてもらったらどうかという思いがあります。

議 長 : はい、分かりました。今、5番の大谷委員から発言がございましたが、他にご意見はございませんか。

( 異 議 な し )

議 長 : では、異議がないという声がございますので、お諮りいたします。立候補の受け付けをいたすという方法でよろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

議 長 : はい。異議なしということで。それでは、そのような方法で進めさせていただきます。では、立候補をされます方は、挙手をお願いいたします。立候補者はございませんか。

( 立 候 補 者 な し )

議 長： それでは、立候補者がいないということですが、先ほど、5番の大谷委員から  
ございましたように、選考委員会を組織するということによろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

議 長： はい。異議なしという言葉が出ましたので、その方法で進めさせていただきます。  
それでは、旧4町単位でそれぞれ集まっておきまして、推薦委員1  
名の選出をお願いいたします。その方法によろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

議 長： はい。それでは、暫時休憩いたします。

( 休 憩 中 )

議 長： それでは再開いたします。各ブロックごとで話し合いをしていただきました  
ので、それぞれ推薦委員の発表を、八鹿地域から、まずお願いいたします。

大谷委員： はい、八鹿地域、5番、大谷です。

議 長： はい。八鹿地域、5番、大谷委員。

北本委員： はい。養父地域、10番、北本です。

議 長： はい。養父地域、10番、北本委員。

寺尾委員： はい。大屋地域、4番、寺尾です。

議 長： はい。大屋地域、4番、寺尾委員。

西谷委員： はい。関宮地域、9番、西谷眞一です。

議 長： はい。関宮地域、9番、西谷眞一委員。それでは、別室で会議をさせていた  
だいてよろしいですか。はい。それでは、お願いいたします。暫時休憩します。

( 休 憩 中 )

議 長： それでは再開いたします。選考委員長より発表をお願いいたします。

寺尾委員： はい、寺尾でございます。結果を発表いたします。会長職務代理者には関宮の山根達夫委員をお願いすることになりました。

議 長： ただ今、選考委員長より会長職務代理者に山根委員と発表がありました。お諮りいたします。先ほど選考委員長より発表のありました会長職務代理者に山根委員さんに決定することに賛成委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員でございます。よって、会長職務代理者には山根委員が決定いたしました。会長職務代理者になられた山根委員から就任のごあいさつをいただきます。

山根委員： ただいま、選考委員会により会長職務代理者に選出いただきました山根です。不慣れではございますが、精一杯務めさせていただきますので、皆さまのご協力をお願いいたします。

議 長： 続いて第3号議案「養父市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

事務局： 農地利用最適化推進委員は、農業委員会が委嘱をすることになっており、農業委員と同様に、推進委員になろうとする者の推薦・募集をしなければなりません。今回は、農業委員と併せて7月1日から8月16日の期間で推薦・募集を行い、その結果、12名の応募がありました。定数12名と同数の応募となり、前農業委員会内に審査委員会を設けて、審査しました。全員を適任者として、委員会に報告を行いました。新しい農業委員と同時に活動を開始できるよう、前農業委員会での選考決定とし、「養父市農業委員会の農地利用最適化推進委員選任に関する規則」第10条第2項に「この選考結果を次期農業委員会に継承し、次期農業委員会で委嘱する」としています。以上です。

議 長： 説明が終わりました。この件について、質疑はございませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第3号「養父市農地利用最適化推進委員の委嘱につい



て」賛成委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： はい、ありがとうございました。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、第4号議案「養父市農業委員会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 本議案は農業委員会運営委員会の委員5名を選任していただくものですが、会長と職務代理者は決まっていますので、互選による委員3名を選任していただくことになっています。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。運営委員の選任方法につきまして、まずは、従来どおり、会長、職務代理を含めた4名は、各地域から1名ずつの委員に出していただくということでございます。その件につきまして、ご異議はございませんか。

( 異 議 な し )

議 長： それでは、私と会長職務代理者の地域を除く、八鹿地域と養父地域の委員の皆さんは集まっていただき、1名を選任いただき、事務局へ報告してください。暫時休憩いたします。

( 休 憩 中 )

議 長： それでは、再開いたします。八鹿地域と養父地域の運営委員が決まったようですので、事務局から発表してもらいます。

事務局： それでは、2名の運営委員を発表いたします。まず、八鹿地域は坂本委員、養父地域は藤原義幸委員に決定いたしました。以上です。

議 長： ありがとうございました。それでは、先ほど1枚もので配られた「養父市農業委員会各部会委員名簿」の一番上、運営委員会5名でございます。委員長は私、谷垣、副委員長は山根職務代理者、八鹿地域から坂本委員、養父地域から藤原義幸委員ということで、5名のうちのあと1名が残っています。この残り1名につきましては、どのようにさせていただきますでしょうか。

( 会 長 一 任 )

議 長： はい。会長一任の声がございました。会長の指名により選考することに賛成委員の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

議 長： ありがとうございます。挙手多数とします。それでは、指名をさせていただきます。運営委員に、養父地域から、10番の北本委員にお願いしたいと思います。北本委員さんにつきましては、いわゆる農業委員になられるときに、中立的な立場ということで、農業には直接的には携わっておられません。委員の中に中立的な方を入れるということにはなっていますので、この運営委員会の中に、北本委員に入って、ご審議をしていただきたいという視点でございます。

それでは、お諮りいたします。ただいま指名いたしました北本委員を運営委員に決定することに、賛成委員の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

議 長： はい、ありがとうございます。挙手多数と認め、よって、運営委員には北本委員が決定いたしました。以上で、第1回養父市農業委員会総会を閉会いたします。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 谷 垣 重 彦

署名委員 榎 山 博

署名委員 山根 達夫